平成２９年（フ）第４６６号
兵庫県尼崎市大庄北３丁目31番33―205号、前住所岐阜県瑞穂市本田1537番地１　ミキセジュールＡ棟102号
債務者　竹中　優梨
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第４９０号
兵庫県西宮市高木西町26番19―103号
債務者　中村　　謙
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第５００号
兵庫県尼崎市南初島町８番地の24　コーポ初島Ｂ―305号
債務者　岩見　固一
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第１７７号
奈良県橿原市北八木町２丁目４番15―302号明和マンション、前住所奈良県大和郡山市昭和町11番地１　ダイワ第３マンション302号室
債務者　山口　眞弘
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２９年（フ）第１９０号
奈良県葛城市長尾302番地　レオパレスいわき103号、前住所奈良県大和高田市大字吉井30番地７
債務者　吉田　健悟
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２９年（フ）第１５３号
福岡県久留米市東櫛原町874番地１　渕上コーポ203号
債務者　高田　邦加
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２９年（フ）第１０７号
宮崎県延岡市山月町４丁目4809番地２　サンコーポ　201
債務者　平野　祐一
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２９年（フ）第４８５号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番８―609号
債務者　小川由記子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第５０６号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目11番17号
債務者　泉　　幸一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第５０７号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目11番17号
債務者　泉　　順子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第５１２号
兵庫県西宮市花園町11番28―203号、前住所兵庫県西宮市甲子園口６丁目15番５号
債務者　原　　正
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２９年（フ）第１７８号
福岡県三井郡大刀洗町大字本郷13番地７、前住所福岡県三井郡大刀洗町大字今900番地３ライフ平田１―20
債務者　橋本　達矢
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２９年（フ）第６３４号
神戸市垂水区北舞子３丁目７番１―401号、従前の住所神戸市垂水区上高丸１丁目６番１―108号
債務者　髙橋　優香（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第６６８号
神戸市北区山田町原野字大山１番地の216
債務者　斎藤　　修
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第６７２号
神戸市須磨区西落合４丁目１番221―302号
債務者　天王寺谷照一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第６９４号
神戸市東灘区住吉台４番８―706号
債務者　木庭　康子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第７１２号
神戸市灘区下河原通３丁目５番７号　第一灘マンション202号室、従前の住所神戸市兵庫区新開地２丁目３番18―401号
債務者　今野　一郎
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部